

25農振第1815号
平成26年1月10日

福島県知事 殿

農林水産省農村振興局長

福島県内の避難指示があった市町村における復興のための農地転用の取扱い
について

この度、農地法施行規則の一部を改正する省令（平成26年農林水産省令2号）が、別添のとおり、平成26年1月10日に公布され、同日から施行された。

今回の改正により、東日本大震災における原子力発電所の事故に関して避難指示があった福島県内の市町村が、復興整備協議会（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第47条第1項に規定する復興整備協議会をいう。）での協議を経て策定した復興整備計画（同法第46条第1項に規定する復興整備計画をいう。）に位置付けられた事業について、復興のために必要かつ適当であって、農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第2項第1号ロ又は第5条第2項第1号ロに掲げる土地（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第12条又は第20条に掲げる土地を除く。）の転用の不許可の例外として取り扱うこととされた。このことについて了知の上、貴管内関係市町村及び農業委員会に対して、周知するようお願いする。